

四日市市告示第167号

四日市市介護施設開設準備経費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市介護施設開設準備経費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市介護施設開設準備経費補助金交付要綱（平成25年四日市市告示第507号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p data-bbox="293 857 392 891">附 則</p> <p data-bbox="252 916 416 949">（有効期限）</p> <p data-bbox="212 976 815 1240">2 この要綱は、<u>平成33年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、<u>平成32年度</u>において補助決定された事業については、同日以後も、なおその効力を有する。</p> | <p data-bbox="938 857 1037 891">附 則</p> <p data-bbox="896 916 1061 949">（有効期限）</p> <p data-bbox="857 976 1460 1240">2 この要綱は、<u>平成30年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、<u>平成29年度</u>において補助決定された事業については、同日以後も、なおその効力を有する。</p> |